



第11次労働災害防止計画(抜粋)

労働災害防止計画は、労働安全衛生法第6条に基づき厚生労働大臣が策定する労働災害防止に関する対策についての中期的な計画。

第11次は、平成20年度から24年度までの計画。

6 計画における労働災害防止対策

(2) 特定災害対策

ア 機械災害防止対策

(ア) 機械の設計段階等での「危険性又は有害性等の調査等」の実施促進等

労働安全衛生法第28条の2の規定及び「機械の包括的な安全基準に関する指針(平成19年7月31日付け基発第0731001号)」に基づき、機械の設計、製造及び使用段階における機械の「危険性又は有害性等の調査等」の実施を促進する。機械の譲渡時における「危険性又は有害性等の調査等」の結果を含む使用上の情報の提供を促進する。

機械の製造者がこれらの取組を行った場合の機械への表示、譲渡時における使用上の情報の提供等を促進する制度について検討を行う。